

平成 30 年度第 2 回庄内町文化財保護審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 30 年 10 月 4 日（木） 13 時 30 分～16 時 10 分
- 2 開催場所 立川庁舎三階 第三会議室
- 3 出席委員 菅原昭治、柳川泰善、坂本慶治、小野寺裕、菅原昇、渡部厚夫、大滝成紀
志田重一
- 4 欠席委員 長南敬之、佐藤俊寛
- 5 事務局 社会教育課長、社会教育課課長補佐兼文化スポーツ推進係長
文化スポーツ推進係主任

.....
進行：社会教育課長

- 1 開 会 社会教育課長
- 2 会長あいさつ
- 3 報告

(1) 県指定文化財（天然記念物）払田の地蔵のマツ「六面地蔵」について

《資料により事務局説明》

【委員】 払田の地蔵のマツが指定になったときの経緯と関係するかもしれないが、マツと六面地蔵との関係はどのようになっているのか。宗教的な信仰や謂れなどないのか。

【会長】 県指定になっているのはマツだけであると思うが、六面地蔵のことは触れられているのか。指定したときの調査報告書に記載はなかったのか。

【委員】 マツのことを考えれば、六面地蔵に何もしないほうがいいかもしれないが、今後 10 年、20 年と歳月が流れて世代が変わったときに、文化財指定になると地蔵様が風化しているにもかかわらず手を出すことができないという話になるのではと心配である。地蔵様も民間信仰として一定の文化財としての価値があると思うので、整理しておかなければならないのではないのか。

【会長】 六面地蔵の「六面」とは、人・天・地・餓・畜・修羅の六道のことであり、各地にこの信仰がある。この払田に、なぜ六面地蔵があるのか、どのような由緒があるのかということ抜きにして、文化財保護審議会としての意見を付すには片手落ちになるのではないかと考える。県指定の文化財としてマツを守らなければならないのは分かるが、集落の人たちはマツも地蔵様も同じように大切にしてきたと思われる。どのような背景があったのかを確認していかなければならないのではないのか。

【事務局】 マツは一度、払田から酒井家に献上されたが、夜な夜な女性のすすり泣く声が聞こえるということで、お殿様が六面地蔵とともに払田に戻したという話が伝わっているようである。

【会長】 それは、いつ頃の話なのか。

【事務局】 いつぐらいの話しかは定かでない。

【委員】 マツと地蔵様は関係があるので、マツを守ることも大事だが同じように地蔵様も長く原型をとどめて欲しいと考える。現状からして、屋根をかけることは難しいとの判断のようだが、敷地内の別の場所に移設するなど他の方法を探してみることも必要なのではないのか。

- 【会 長】 六面地蔵は、夜泣きをするマツの供養塔の役割を果たしているのかもしれないため、聞いてみないとわからない。確認をすれば、歴史が明らかになるのではないかと。酒井家であれば江戸時代であろうと思うが。
- 【委 員】 酒井家の話しは、どこから来ているのか。
- 【事務局】 「ものがたり余目誌」に記載があった。マツの説明版にもそのような記載があった。
- 【事務局】 現場立会いをした際にも、行政区長からそのような話しがあった。
- 【委 員】 集落では、今後のことを考えて保護していきたいという考えであるが、そのほかでも同じように地蔵様に限らず石碑等も風化が進んでいるものが多い。冬場は、雪囲いをしているが、それでも完全ではないため難しい。
- 【事務局】 この六面地蔵様も冬は雪囲いをしているが、普段は野ざらしのため風化が進んでいる状況である。
- 【会 長】 移設するとしてもマツと地蔵様は一带として考えるべきなので、離れたところに移設することは考えられない。
- 【事務局】 現在、根が張って地蔵様の基礎部分もひび割れが見られるなど影響が出ている状況である。しかし、移設となると屋根をかけるよりも費用がかかるため、難しいとのことであった。
- 【会 長】 本日の会議では結論を出さず、マツと六面地蔵の歴史的な背景をまとめておくことが大事である。
- 【委 員】 行政に頼らず自分達で屋根の設置をしようとしているにも関わらず、専門家が許可しないため実施することが出来ないとはいかがなものか。
- 【委 員】 影響がない範囲で、移動させることも考えてはどうか。
- 【会 長】 技術的な面と歴史的な事象などから、県文化財として保護していかなければならないし、集落から背景をまとめてもらうということをお願いしてはどうか。緊急に保護しなければいけないという状況でもないことから、急がなくてもいいのでまとめてみてください。

(2) 町指定文化財 梵天塚古墳「黒松の伐採」について

《事務局説明》

- 【会 長】 事務局より説明のあった内容について、意見等はないか。
マツが折れてしまったことにより、生育に影響はないのか。
- 【事務局】 特段、影響はありません。

(3) 庄内町歴史民俗資料館について

《資料により事務局説明》

- 【会 長】 歴史民俗資料館については課題も多くあるが、企画・運営をしていただいたみなさんにありがとうございました。おつかれさまでした。
- 【委 員】 歴史民俗資料館の場所が分かりにくく、駐車場もどこに止めていいのかわからなかったため、標識を整備してもらいたい。
- 【事務局】 県道から笠山に曲がる箇所に案内看板があれば分かり易かったのではないかと。また、駐車場については、歴史民俗資料館専用の駐車場がないことから、北館

神社の砂利の駐車場を利用しているところだが、休日に笠山グラウンドで試合や隣のグラウンド・ゴルフに来た方々と一緒になると駐車スペースがなかったとの意見もいただいている。駐車場の場所の整理も必要であったと反省している。

【委員】 関連して、北館神社に参拝して御朱印をもらおうとしたが、常駐していないためもらうことが出来なかったということであったので、話しをしてみたいと思う。

4 協議

(1) 杉浦部落共有文書について

《事務局説明》

【副会長】 追加資料により説明。

平成30年3月の庄内町郷土史研究会総会において、会員の齋藤勝男氏がまとめた「杉浦の歴史」を同会において製本することとなった。業者に見積を出してもらったが、その有効期限もあることから9月10日に第1回目の校正作業を行い、今年度計8回の校正作業を予定している。A4版の200ページで150部印刷し、平成31年3月末日に刊行予定である。

内容は、佐々木克彦氏が一度見ている。齋藤勝男氏がまとめた「杉浦の歴史」の内容は、歳月をかけて集めた膨大な資料からところどころ引用されており、その箇所を特定するのに時間を要している状況である。内容はある程度まとまっているものの、原稿がワープロで保存になっているため、印刷業者でパソコンに変換ができずにおり、発刊するにはまだまだ整理が必要である。鶴岡市郷土編纂室の本間勝喜先生に内容を確認していただいたが、このまま埋もれさせておくにはもったいないとの意見があった。今回、発刊にあたっては郷土史研究会にて行うこととしているが、町で取り組むとした場合、文書を再度点検し目録を作成して取捨選択を行わなければならない。内容が集落史であるため本来集落において発刊することが望ましいと考えるが、集落ではその意思がない。町の補助金制度もあるが、10年来働きかけをしているものの了承が得られなかった。現在、編集作業を行っているが、その間集落に対して働きかけもできるし、町の資料集としても価値があるので町で作成をしてもらえないかと期待しているところである。

【委員】 資料を確認したが読解力が必要であり、素人では手出しが出来ない。また、読み解くことが出来ない箇所もあるようなので、3月の発刊に向けて本腰を入れて取り組まないと間に合わない状況である。

【会長】 編集作業が大変だということであるが、郷土史研究会において発刊を進めている中でどの程度の進捗状況なのか。

【委員】 齋藤氏が発刊に際して強い要望があるため、同会においても手助けをするつもりでいたが、古文書を読み解いて内容の整理を行わなければならない状況のため、同会の会員は古文書を読み解くことができる人が少ないことから、携わることが出来ずにいる。発刊に関しては、齋藤氏が自己資金で行うこととしている。

【副会長】 製本するにしても出典元がわからない状況なので、それを探している。杉浦は天領であったため、町史の価値があるのではないかとと思う。

【会長】 基本的には集落史になるので、そこでまとめて資金を確保するのが通例である。

【副会長】 集落で発刊するとしても郷土史研究会において関与していかなければならないと

思う。

【会 長】 専門家が時間をかけて整理していかないと完成しない。編集に携わっている人たちの報酬等はどのようになっているのか。

【副会長】 ボランティアになっている。

【会 長】 このような状況を集落ではどのように思っているのか。この案件が最初に出された審議会においても話をさせていただいたが、指定文化財であれば公開に向けて町において整理をしていかなければならないと考えるが、その他の重要な資料については、歴史的な資料として貴重なものであれば指定文化財に限らず、資料集があってもいいと考えている。そのために、町で基準があるといいと思うが。

この「杉浦の歴史」を集落史という観点ではなく、「丸岡天領下における杉浦の歴史資料」というような天領としての資料とすれば又違うのではないかと思う。

【副会長】 天領であれば、千河原にも膨大な資料が存在する。まだ見つかったばかりで、整理はされていない。齋藤氏は、あくまで杉浦の資料として形に残したいとのことであったため、天領という括りとなると意にそぐわないことになる。

【委 員】 町史資料として発刊するのであれば、集落史ではなく町として特徴のある文書を取り上げないといけない。先日テレビで放映されていたが、天領は最上川沿いに多く存在していたとのことであった。天領の米を運ぶために北前船が発達し、河北や大石田に京文化が根づいていったとのことであった。天領の農村文書は、審議会の中で協議して貴重なものだという判断がされれば、町史資料として発刊してもいいのではないかと考えている。これまでまとめていた齋藤氏の意向に沿わないかもしれないが、天領資料として、杉浦や千河原等を取り上げてもいいのではないかと思う。本人の意向を尊重するのであれば、発刊に向けては郷土史研究会でももう少し時間をかけて取り組んだほうがいいのではないか。

【会 長】 指定文化財のみ町で発刊するとなると視野が狭くなるので、重要なものであれば集落史の枠を外さないとなじまないのではないか。このようなことを踏まえて話し合っただければと思う。

【事務局】 この件については、郷土史研究会において議決されている事項であり、今年中に発刊が難しいとなれば、同会において再度話し合いの場を設けていただくことになると思う。天領資料とする場合は、その価値がどの程度なのかも分からない状況であり、また、齋藤氏の意向もあることから、なかなか難しいところである。

【事務局】 編集委員の阿部氏より文書等が膨大なため資料を整理するためのダンボールを準備してもらいたい旨の依頼があった。指定文化財ではないため、どのように対応したらよいか。

【会 長】 町で対応していただいて結構である。

【副会長】 現在、文書は齋藤氏ではなく別の個人のお宅に預けている状態なので、いずれは町でも寄託を受けるなどしてもいいのではないかと考えている。

【会 長】 図書館あたりで受け入れは可能なのか。

【事務局】 図書館は整備の検討をしている最中だが、古文書関係は、現在、内藤秀因記念水彩画記念館の収蔵庫1に内藤画伯の絵と一緒に空調のある部屋に収蔵している。絵と古文書を同室に保管するのはいかがなものかということで、今年度収蔵室の改修を予定しているが、それが落ち着けば考えることは可能かと思う。

【会 長】 古文書の分散収蔵について、保存の一元化が必要である。

【事務局】 図書館整備検討委員会や先日開催した図書館フォーラムの中でも、庄内町では古文書が豊富にあり、色々な場所に分散されているという意見が出ている。今後、新しい図書館が整備された際は、収蔵スペースの確保が必要である旨の意見があった。また、その文書を整理、分析、調査する専門員の配置も必要だとのことであった。本庁舎整備を平成32年度まで行う予定であるが、その後図書館の整備に着手できるよう進めたいと考えている。

【会 長】 今回の「杉浦の歴史」については、編集委員も組織されているので本日の内容を話し合っていたきたい。

(2) その他

【委 員】 古関：奥山家の美術品等を和合の里を創る会にて寄託を受け、早い段階で本間美術館の協力を得ながら亀ノ尾の里資料館において一般公開できたことは喜ばしい。また、町指定文化財の所在も確認することができ良かったと思う。この件を受けて、個人所有の文化財に関して、所在確認が必要と考える。現在行っていないが、文化財めぐりツアーを復活させて関心のある人から見てもらう機会を持つことも必要である。

【会 長】 文化財めぐりは、普及活動と併せて所在調査を兼ねている。

【事務局】 以前は、町民の皆さんからも町の文化財を見ていただくということで開催をしていたが、現在は行っていない。

【会 長】 古関：奥山家には、多くの文書が残されていると和合の里を創る会から連絡があったが、それらの目録も作成しなければならないのではないかと思っている。清河八郎さんの手紙もあるとのことであったため、確認をしていく。町指定文化財の百万塔陀羅尼であるが、陀羅尼の種類は4つあり、町指定ものがどの種類になるのか判明した。3月の審議会にて報告したいと思う。八郎さんの解読した手紙も報告したいと思う。また、本間美術館に八郎さんの手紙があり清河八郎記念館に解読依頼があった。そちらについても3月に報告したい。

和合の里を創る会において、奥山家の美術品等を管理している方との寄託の手続きは終了しているのか。

【事務局】 書類上は終了しているとのこと。前回の審議会の中で、寄託する際に契約書を交わしているかの質問があったが、確認したところ寄託申込書のみで契約書は交わしていないとのことであった。しかし、口頭で一般公開の許可はもらったとのことであった。

【会 長】 教育委員会と和合の里を創る会の間で連絡を密について対応していただきたい。歴史的な文書の場合、調査し、広く一般に公開するというのであれば契約書を交わすなど手続きをきちんとしておいた方がいいと思う。

【副会長】 和合の里を創る会で寄託を受けた品を審議会で確認できるように、教育委員会から連絡をとっていただくことはできないか。

【委 員】 寄託を受けた段階で、目録は作成し、収蔵台帳等も整備していると思うので、それを提供してもらってはどうか。

【委 員】 寄託された品を確認するとなった場合は、来年度になるのか。

【事務局】 予算もあるので、来年度文化財めぐりの一環として実施したいと思う。以前開催していた文化財めぐりは、町の指定文化財をめぐっていたのか。文化財の説明は、委員の皆さんが行っていたのか。

【委員】 参加者を一般募集して、学区・地区ごとにバスで各所を回っていた。

【会長】 文化財の説明は、一部は委員が説明を行っていた。個人所有の文化財については、借りて見学をさせてもらっていた。この文化財めぐりを通して、所在確認を行っていた。以前、朝日新聞に行政による文化財の所在確認が十分に行われていないとの記事が掲載されていたものがあったので、次回提供したいと思う。その他にないか。

【委員】 追加資料により説明。

11月に明治維新150年記念事業が開催されるが、それに関連してのものとなるが清河八郎さんの墓がある「伝通院」は、自由に見学が可能か。

【会長】 「伝通院」は見学可能であり、ここは徳川家の正室の菩提寺になっている。御代の方の戒名がそのままお寺の名前になっている。

【委員】 1995年に発刊されている合田一道の著書「日本人の死に際 幕末維新編」の内容について意見をお聞きしたい。

【会長】 清河八郎さんを浪士組統括という表現がされているが、初め目にする表現である。八郎さんは、浪士組の編成には加わっていない。文中の「鉄舟は金子を危険人物と見て再三、清河に忠告していた。」「清河は途中で石坂周造に出会い、金子が連盟することになったと話している。」という表現があるがこれらも初めて聞いたものであり、どこから引用されているのかわからない。

「伝通院」は、東京ドームの近くにあるので、ぜひ寄っていただきたい。

その他にはないか。

【委員】 西小野方神社にある欄間を調べていると西袋の流泉寺に行き着いたが、町指定文化財になっているのは欄間ではなく絵図の仏涅槃図であった。同寺の欄間の取り扱いはどのようになっているのか。指定文化財候補物件リストには挙げられているようであるがどうなのか。作者は、清左衛門さんではないかと思っているが、現在調査をしている最中である。

【会長】 今後、調査をしていかなければならないと思し、候補物件等も的を絞って調べていくことも必要だと思う。

他にないか。

【事務局】 春に狩川自彊会の高橋耕三氏から、実際使用していた手引きの霊柩車が2台あるが同会において処分を考えているが、町で引き受けてもらえないかとの相談があった。町の歴史民俗資料館に展示できないかとの話もあったが、スペースもなく実際に使用していたものであることから、お断りをしていたところである。その後、亀ノ尾の里資料館にも話をしたようだが、農耕具等の展示をしている施設なので受け入れられないということであった。再度、町に対して相談があった。皆さんの方で、受け入れてもらえるような施設等をご存知であれば情報提供願いたい。

【委員】 沢新田あたりでは、5~6年ぐらい前まで使用していた。しかし、近年はセレモニーで葬儀を行うことが多くなってきたことから、使わなくなったようである。

【会長】 インターネットで調べてみたりはしたのか。調べてみると必要としている人がいるかもしれない。

- 【副会長】 立谷沢小学校に置くことはできないか。
- 【事務局】 立谷沢小学校には、農具や漁具等が陳列されていて場所がない。
- 【副会長】 不浄なものや不吉なものはなくなる傾向にある。
- 【事務局】 事務局において、調べてみて高橋さんに提案したいと思う。
- 【委員】 明治維新 150 年記念事業フォーラムが 11 月 10 日、11 日の土日で開催予定となっている。11 日の清川会場は 120 名の定員に達し、現在受付をお断りしてる状況である。10 日の響ホールは定員 500 名であるが、現在 150 名程度の申込みである。響ホールでは、上山市無形文化財の上山藩の鼓笛楽によるアトラクション、漢詩漢文を読みこなす徳田武先生による講演やパネルディスカッション等を予定している。是非、委員の皆さんからも知人、友人に声掛けをお願いしたい。今後、庄内総合支庁の観光サイトで、ホームページに掲載していただく予定である。
- 【事務局】 町のホームページでもトップページに載せてもらうよう話をしてみます。

5 その他

(1) 次回審議会について

平成 31 年 3 月を予定しているが、歴史民俗資料館の今後の在り方について、指定管理者との調整が必要になるが今年度中に方向性を協議いただくこととなるかもしれない。次回の審議会については、その進捗状況にもよるが 3 月よりも前に行うかもしれないので、その際は協力を願いたい。本日は、日程を決めず改めて調整をさせていただく。

6 閉 会 社会教育課長